

「官」と「民」の違いは、戸入りは、遅れること約三週間、二月五日である。救援で活躍する二つの団体の対応は、ずいぶん違っていた。

岡山市に本拠を置く医療 NGO の AMDA (アマダ・アジア医師連絡協議会) は、ソマリア、旧ユーゴスラフタなど二十九国以上で活動してきた。

「神戸へ行かないのか」「医療チームは編成しないのか」。阪神大震災の発生当日、菅波代表のもとに、登録する医師から電話がひっきりなしにかかった。

国内の出動経験はない。だが、菅波さんは即座に派遣を決断した。十七日夜には神戸市長田区へ入り、救援を開始した。

緊急援助隊医療チームの神事薬団 (JICA) 国際医療法人「国際協力事業団」も開業医らが登録する。メキシコ地震

復興へ

第8部 教訓を今に

やニカラグア地震など海外での経験が豊富だ。

活動は国際緊急援助隊派遣法で、「海外での大規模災害発生時」と限定されている。神戸派遣をどうクリアするか。各自探しに時間がかかった。つじたのは、「海外出動前の訓練」という理由だった。

外務省は「今回は例外中の例外」とし、法改正は今

後も不要という。

外務省によると、震災で現在まで八十の国・地域・国際機関から救援物資や援助隊の申し出があった。

害対策本部が申し出内容と現地の必要性を検討した。

医師受け入れには、厚生省が医師法を盾に難色を示した。受け入れは四十六カ国

地域にとどまった。スイス、フランス、イギリスは当日、レスキュー隊派遣を申し出た。スイス救助隊は、チャーター機で即日現地入りでき、よつ二十四時間体制を取る。しかし、被災地入りはそれぞれ二日、五日、一週間後。

各国のマスコミは、受け入れ側の対応の遅さを批判した。害対策本部の関保者は話

必要か、問い合わせにも時

法改正で、対策本部メンバー

と、外務省は「法改正



対応遅れた国際救援受け入れ

法や前例、こたわる「官」

正は難しく、柔軟な運用で対応するしかない話。昨年五月のサハリン地震で、菅波さんの AMDA こだわる「官」に、すばや

は、現地 NGO と協力し救援活動に当たった。

阪神大震災で、AMDA はフランスの NGO 「国境なき医師団」を受け入れ、震災特有のクラッシュ症候群治療などのアドバイスを受けた。サハリンでそれが

十二月中旬、国が首領を取ったアジア防災政策会議が神戸で開かれた。アジア防災センター設置や各国の援助協力などを盛り込んだ「神戸防災宣言」を採択した。しかし、民間の役割や官民の協力体制には触れられなかった。

を設立、国内の大規模災害で救援活動に当たる。

を設立、国内の大規模災害で救援活動に当たる。

神戸市地震災害国際シンポで被災地を視察する参加者。支援には受け入れ態勢が大事だ。1月10日、神戸市長田区